表彰規則

第1条(目的)

一般社団法人研究・イノベーション学会は、科学技術に関する政策と経営の研究活動を 活性化することを目的として、本学会の会員を対象として以下の賞を設ける。

第2条(賞の種類)

当学会の会長は、以下の各号の賞を表彰する。

- 一 優れた論文に対して与える論文賞
- 二 研究者・実務家・行政官の一連の研究活動に対して与える学会賞
- 三 学会への貢献に対して与える功労賞

第3条(審查委員会)

受賞者を選考するための会長の諮問機関として、当学会内に、論文賞・学会賞審査委員 会及び功労賞審査委員会を組織する。

- 2 それぞれの審査委員会は、審査基準・選考方法等を定め、公表する。
- 3 表彰審査委員会規則を別途定める。

第4条(審查委員長)

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員長は、会長により指名される。

2 審査委員長名は学会員に対して公表する。

第5条(審查委員)

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の審査委員は、当該委員会の審査委員 長により指名される。

2 審査委員名は非公表とするが、任期満了後に公表する。

第6条(論文賞・学会賞候補者の推薦)

学会員は、自薦または他薦により、論文賞及び学会賞の候補者を推薦することができる。

第7条 (規則の見直し)

本規則の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

付則

本規則は2024年2月16日から施行する。

研究・イノベーション学会において審査委員長及び審査委員に指名された者は、本規則に 基づき指名されたものとする。